

○総務省告示第二百七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第一項の規定に基づき、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を次のように定める。

なお、昭和四十六年郵政省告示第二百五十七号（通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例を定める件）は廃止する。

平成二十七年六月十一日

総務大臣 山本 早苗

一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値を定めない。

- 1 一三・五六 MHz (±) 六・七八 kHz
- 2 二七・一二 MHz (±) 一六二・七二 kHz
- 3 四〇・六八 MHz (±) 二〇・三四 kHz
- 4 二、四五〇 MHz (±) 五〇 MHz
- 5 五・八 GHz (±) 七五 MHz
- 6 二四・一二五 GHz (±) 一二五 MHz

- 二 通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるものの利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、前項各号に掲げる周波数帯内を除き、待機時において設備規則第六十五条第一項第二号(2)ア及び(3)のとおりとする。
- 三 通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものの利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、待機時において設備規則第六十五条第一項第二号(2)ア及び(3)のとおりとする。
- 四 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を利用するもの（前二項のものを含む。）の利用周波数による発射による磁界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。
- 五 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を利用するもの（第二項及び第三項のものを含む。）の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz（H）二四〇kHzの周波数帯（第一項第三号に掲げるものを除く。）内において、別表のとおりとする。また、四〇・四六MHzの周波数の利用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を利用する場合の四一・一四MHz（H）二四〇kHzの周波数帯内におけるその最大許容値についても、同様とする。

別表

設備の区分	最大許容値	
	1 医療用設備	一〇メートルの距離において三七 ・一デシベル以下
2 工業用加熱設備	一〇メートルの距離において六八 ・五デシベル以下	一〇メートルの距離において九四 デシベル以下
3 各種設備	<p>(一) 高周波出力が五〇 〇ワット以下のもの 第四項又は第五項の利用周波数の区別に従い、それぞれ1の値に同 じ。</p> <p>(二) 高周波出力が五〇 〇ワットを超えるも 第四項又は第五項の利用周波数の区別に従い、それぞれ2の値を超 えない範囲において、1の値に $20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ (Pは、高周波出力をワットで表</p>	

の

した数とする。c)を加えた値以下。ただし、第四項の周波数を利用する漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行う各種設備については、2の値とする。

○総務省告示第二百八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

総務大臣 山本 早苗

第2中4を削り、5を6とし、3の次に次のように加える。

4 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの場合

(1) 1枚目

設計書		整理番号					
		指定番号					
1	型式名	2	製造業者名				
3	発振の方式	4	利用周波数				
5	周波数変動幅	6	高周波出力				
7	電源端 周波数帯	(1)	150kHz以上500kHz	(2)	500kHz以上5MHz	(3)	5MHzを超え30MHz

子における妨害波電圧	平均値		未満	以下	以下
	準尖頭値				
周波数帯	平均値				
	準尖頭値				
	周波数帯	(1) 10kHz以上50kHz以下	(2) 50kHzを超え150kHz以下	(3) 150kHzを超え490kHz未満	
周波数帯	準尖頭値				
	周波数帯	(4) 490kHz以上1,705kHz以下	(5) 1,705kHzを超え2,194kHz未満	(6) 2,194kHz以上3,950kHz未満	
	準尖頭値				
周波数帯	周波数帯	(7) 3.95MHz以上20MHz未満	(8) 20MHz以上30MHz以下	(9) 30MHzを超え47MHz未満	
	準尖頭値				
8 利用周波数による					

長

辺

る発射及 び不要発 射による 磁界強度 又は電界 強度		周波数帯		周波数帯		周波数帯	
準尖頭値		(10) 47MHz以上68MHz以 下	(11) 68MHzを超え80.87 2MHz以下	(12) 80.872MHzを超え8 1.848MHz未満	準尖頭値		
周波数帯	(13) 81.848MHz以上87M Hz未満	(14) 87MHz以上134.786 MHz以下	(15) 134.786MHzを超え 136.414MHz未満	準尖頭値			
周波数帯	(16) 136.414MHz以上15 6MHz以下	(17) 156MHzを超え174M Hz未満	(18) 174MHz以上188.7M Hz以下	周波数帯	(19) 188.7MHzを超え19 0.979MHz未満	(20) 190.979MHz以上23 0MHz以下	(21) 230MHzを超え400M Hz以下
準尖頭値				準尖頭値			

	周波数帯	(22) 400MHzを超え470M Hz未満	(23) 470MHz以上1,000M Hz以下	
	準尖頭値			
9	振動子の種類及び 型名			
10	添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (3) 接続図	(2) 構造を示す図及び写真 (4) 取扱説明書	
11	参考事項			

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(2) 2枚目

試験成績表	12 製造番号	
-------	---------	--

		(その1)		13 製造年月日	19 測定条件等
14 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値			
	(1) 設計値	(2) 測定値			
15 周波数変動幅					
	(1) 定格値	(2) 測定値			
16 高周波出力					
17 電源端子における 妨害波電圧	周波数帯		測定値		
	(1) 150kHz以上500kHz	準尖頭値	平均値		
	未満	()	()		
	(2) 500kHz以上5MHz以下	()	()		
(3) 5MHzを超え30MHz以下	()	()			
	周波数帯	準尖頭値の測定値			

長

18 利用周波数による
 発射及び不要発射に
 よる磁界強度又は電
 界強度

(1) 10kHz以上50kHz以 下	()
(2) 50kHzを超え150kHz 以下	()
(3) 150kHzを超え490k Hz未満	()
(4) 490kHz以上1, 705k Hz以下	()
(5) 1, 705kHzを超え2, 194kHz未満	()
(6) 2, 194kHz以上3. 95 MHz未満	()
(7) 3. 95MHz以上20MHz 未満	()
(8) 20MHz以上30MHz以 下	()

(9) 30MHzを超え47MHz未満	()	
---------------------	-----	--

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(3) 3枚目

試 験 成 績 表

(その2)

周波数帯	準尖頭値の測定値	19 測定条件等
(10) 47MHz以上68MHz以下	()	
(11) 68MHzを超え80.872MHz以下	()	
(12) 80.872MHzを超え81.848MHz未満	()	
(13) 81.848MHz以上87MHz未満		

長
辺

18 利用周波数による

発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

Hz未満	()
(14) 87MHz以上134.786MHz以下	()
(15) 134.786MHzを超え136.414MHz未満	()
(16) 136.414MHz以上156MHz以下	()
(17) 156MHzを超え174MHz未満	()
(18) 174MHz以上188.7MHz以下	()
(19) 188.7MHzを超え190.979MHz未満	()
(20) 190.979MHz以上230MHz以下	()
(21) 230MHzを超え400MHz	()

Hz以下	()	
(22) 400MHzを超え470M Hz未満	()	
(23) 470MHz以上1,000M Hz以下	()	

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注 1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(4の欄から8の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」のよう

に記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから (何) kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから (何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6) 6の欄の記載は、次によること。

ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切替可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7) 7の(1)から(3)までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(8) 8の(1)から(2)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベル、(9)か

- ら⁽²⁾までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
- (9) 9の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。
- (10) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
- ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
- エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
- オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。
- (11) 11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (12) 12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (13) 14の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、5分経過後の利用周波数の設計値

に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。

(14) 15の(2)の欄は、電源を投入してから5分経過後までの間における14の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから (何) kHzまで」のように記載すること。

(15) 16の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(16) 17の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 測定した最大の値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(17) 18の欄の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(3)までの欄は毎メートル1

マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による放射及び不要放射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離(3メートルを下回らない距離に限る。)で測定した最大の値を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(18) 19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件(気温、湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。

(19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。
- 5 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合
- (1) 1枚目

設計書		整理番号	
		指定番号	
1	型式名	2	製造業者名
3	発振の方式	4	利用周波数
5	周波数変動幅	6	高周波出力
7	漏えい電界強度	(1)	利用周波数
		(2)	526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数
		(3)	その他の周波数
8	添付図面等	(1)	外観を示す図及び写真
		(2)	構造を示す図及び写真

	(3) 接続図	(4) 取扱説明書
9 参考事項		

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(2) 2枚目

試 験 成 績 表			10 製造番号	
12 利用周波数	(1) 設 計 値	(2) 測 定 値	11 製造年月日	
	13 周波数変動幅	(1) 設 計 値	(2) 測 定 値	
(1) 定 格 値		(2) 測 定 値		
14 高周波出力				
測 定 値				

長

15 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	()	
	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	()	
	(3) その他の周波数		

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注 1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(4の欄から7の欄までの記載において同じ。)

- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (6) 6の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (7) 7の(1)から(3)までの欄は、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設定値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (8) 添付図面等の記載は、次によること。

- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
- ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
- エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
- オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。
- (9) 9の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (10) 10の欄及び11の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (11) 12の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、15分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。
- (12) 13の(2)の欄は、電源を投入してから15分経過後までの間における12の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから (何) kHzまで」のように記載すること。
- (13) 14の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(14) 15の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	1 / 27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	1 / 10
1,606.5kHz超	1 / 6

また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(15) 16の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(16) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し

、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。また、8の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2の4の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダの添付書類については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第二百九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第八号の(5)の規定に基づき、平成十八年総務省告示第三百十五号（妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

総務大臣 山本 早苗

第一項第2号中「負荷端子及び」を削り、同項第3号中「、負荷端子」を削る。

○総務省告示第二百十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の(5)の規定に基づき、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

平成二十七年六月十一日

総務大臣 山本 早苗

一 電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

1 別図第一号又は別図第二号に示す特性を有する擬似電源回路網を用いて測定すること。

2 前号の擬似電源回路網を用いることができない場合には、別図第三号に示す電圧プローブを用いて測定すること。

3 準尖頭値の測定値が、平均値に対する許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができる。

二 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

1 磁界強度については、ループアンテナを用いて測定し、ループアンテナの最下端の地上高は一米ートルとすること。

2 電界強度については、ダイポールアンテナを用い、ダイポールアンテナの最下端の地上高は〇

・二メートル以上とし、ダイポールアンテナの中心を地上高一メートルから四メートルまでの間で昇降して各測定周波数における最大値を測定すること。

3 水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて測定を実施し、最大値を測定すること。

三 準尖頭値検波方式の測定器は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。

四 平均値検波方式の測定器は、別表第二号に定める基本的特性を有すること。

五 被測定設備を通常の使用状態において測定すること。

六 前各項に規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これらの条件によらないことができる。

別表第一号 準尖頭値検波方式の測定器の基本的特性

項 目	動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz以下の測定器	動作周波数が一五〇kHzを超え三〇MHz以下の測定器	動作周波数が三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下の測定器
六デシベル低下点における通過帯域幅	〇・二二kHz	九kHz	一二〇kHz
検波器の充電時定数	四五ミリ秒	一ミリ秒	一ミリ秒

別表第二号 平均値検波方式の測定器の基本的特性

項目	動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz未満の測定器	動作周波数が一五〇kHz以上三〇MHz未満の測定器	動作周波数が三〇MHz以上の測定器
検波器と指示計器の間に挿入する直流増幅器の過負荷係数 最大値の比)	六デシベル	一二デシベル	六デシベル
検波器より前の段の回路の過負荷係数（入力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比）	二四デシベル	三〇デシベル	四三・五デシベル
指示計の機械的時定数	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	一〇〇ミリ秒
検波器の放電時定数	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	五五〇ミリ秒

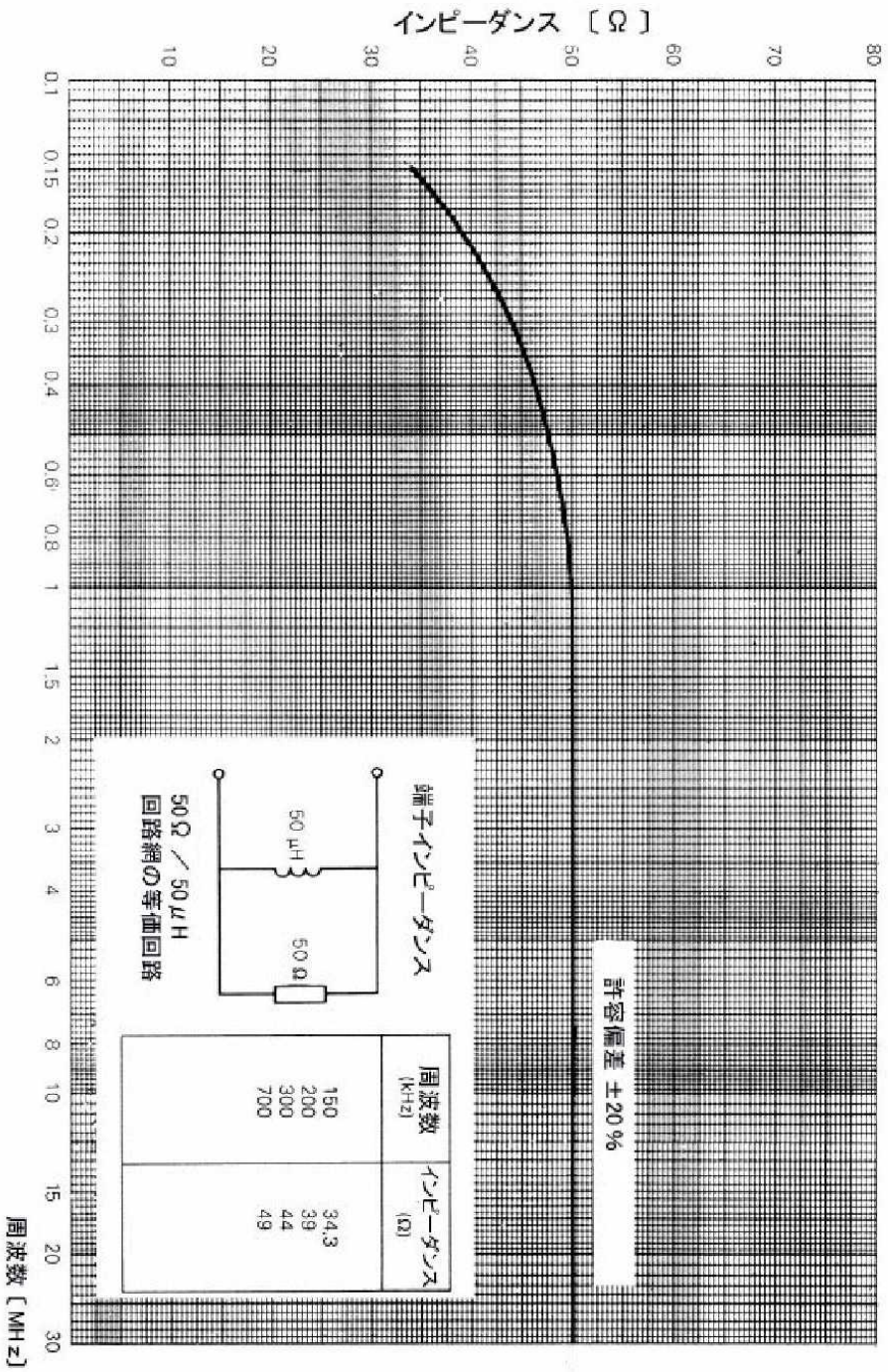
域幅
検波器より前の段の六
デシベル低下の通過帯

○
・
二
kHz

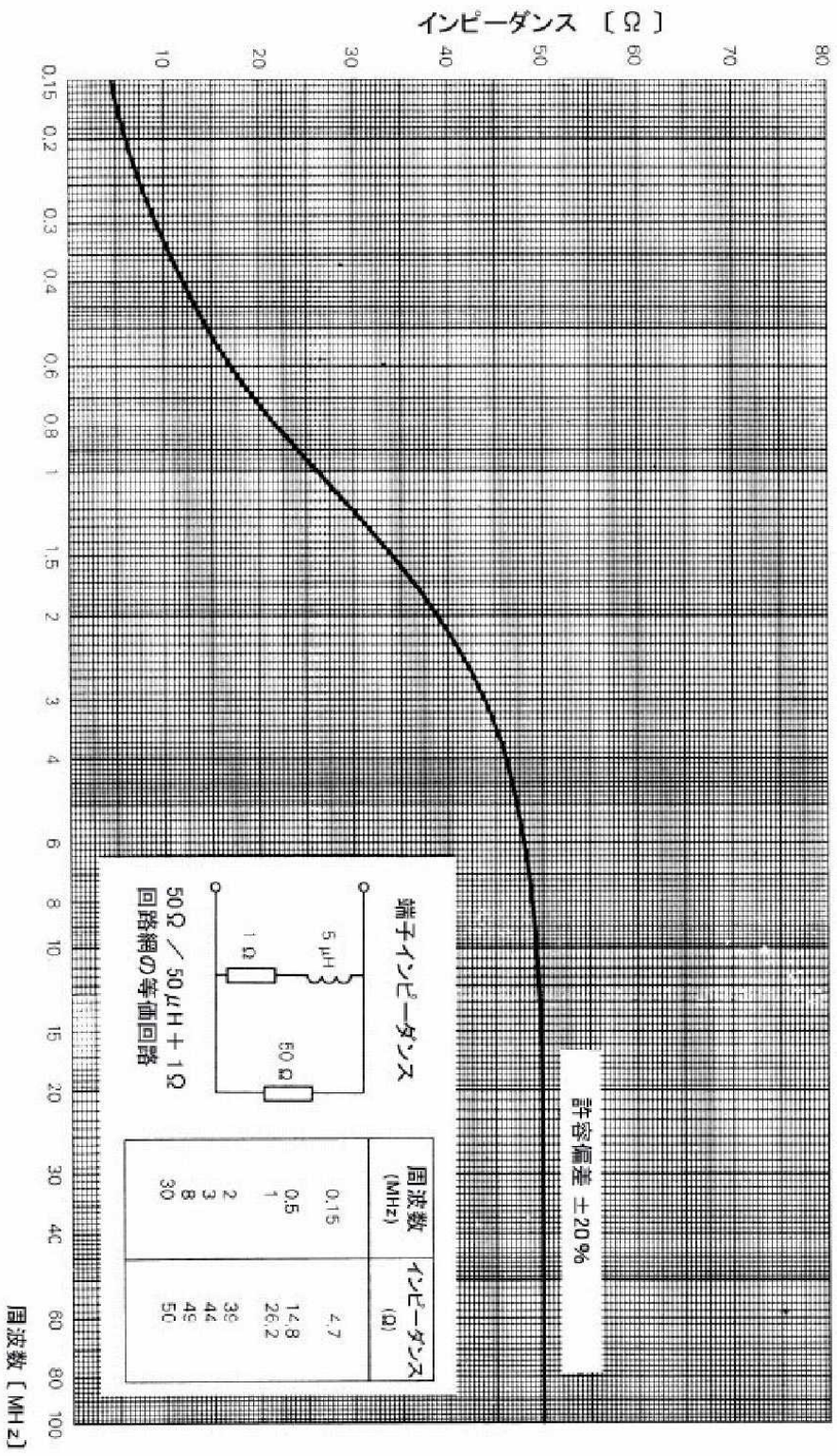
九
kHz

一
二
○
kHz

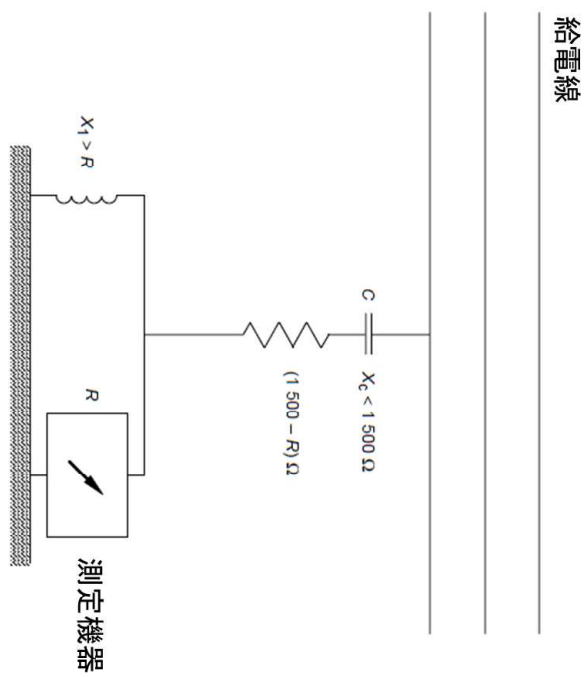
別図第一号 妨害波電圧測定のための擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性 (50 Ω / 50 μH
 V型擬似電源回路網)



別図第二号 妨害波電圧測定のための擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性 (50Ω / 5μH
 + 1Ω V型擬似電源回路網)



別図第三号 妨害波電圧測定のための電圧プローブ



○総務省告示第二百十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

平成二十七年六月十一日

総務大臣 山本 早苗

一 設備規則第六十五条第一項第一号から第四号までに掲げる設備は、試験場において試験を行うこと。

二 電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

1 別図第一号又は別図第二号に示す特性を有する擬似電源回路網を用いて測定すること。

2 前号の擬似電源回路網を用いることができない場合には、別図第三号に示す電圧プローブを用いて測定すること。

3 準尖頭値の測定値が、平均値に対する最大許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができる。

三 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

1 磁界強度については、ループアンテナを用いて測定し、ループアンテナの最下端の地上高は一

メートルとすること。

2 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の周波数の電界強度については、ダイポールアンテナを用いて測定し、ダイポールアンテナの最下端の地上高は〇・二メートル以上とすること。

(一) 試験場における測定では、ダイポールアンテナの中心を地上高一メートルから四メートルまでの間で昇降して各測定周波数における最大値を測定すること。

(二) 設置場所における測定では、ダイポールアンテナの中心を地上高一・八メートルから二・二メートルまでの間で固定すること。

3 一GHzを超え一八GHz以下の周波数の電界強度については、水平偏波成分及び垂直偏波成分を個別に測定することができると小形開口面の直線偏波アンテナを用い、直線偏波アンテナの中心の地上高を被測定設備の放射のおおむね中心に合わせて測定すること。

4 水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて測定を実施し、最大値を測定すること。

四 準尖頭値検波方式の測定器は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。

五 平均値検波方式の測定器は、別表第二号に定める基本的特性を有すること。

六 被測定設備を通常の使用状態において測定すること。

七 前各項に規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これらの条件によらないことができる。

別表第一号 準尖頭値検波方式の測定器の基本的特性

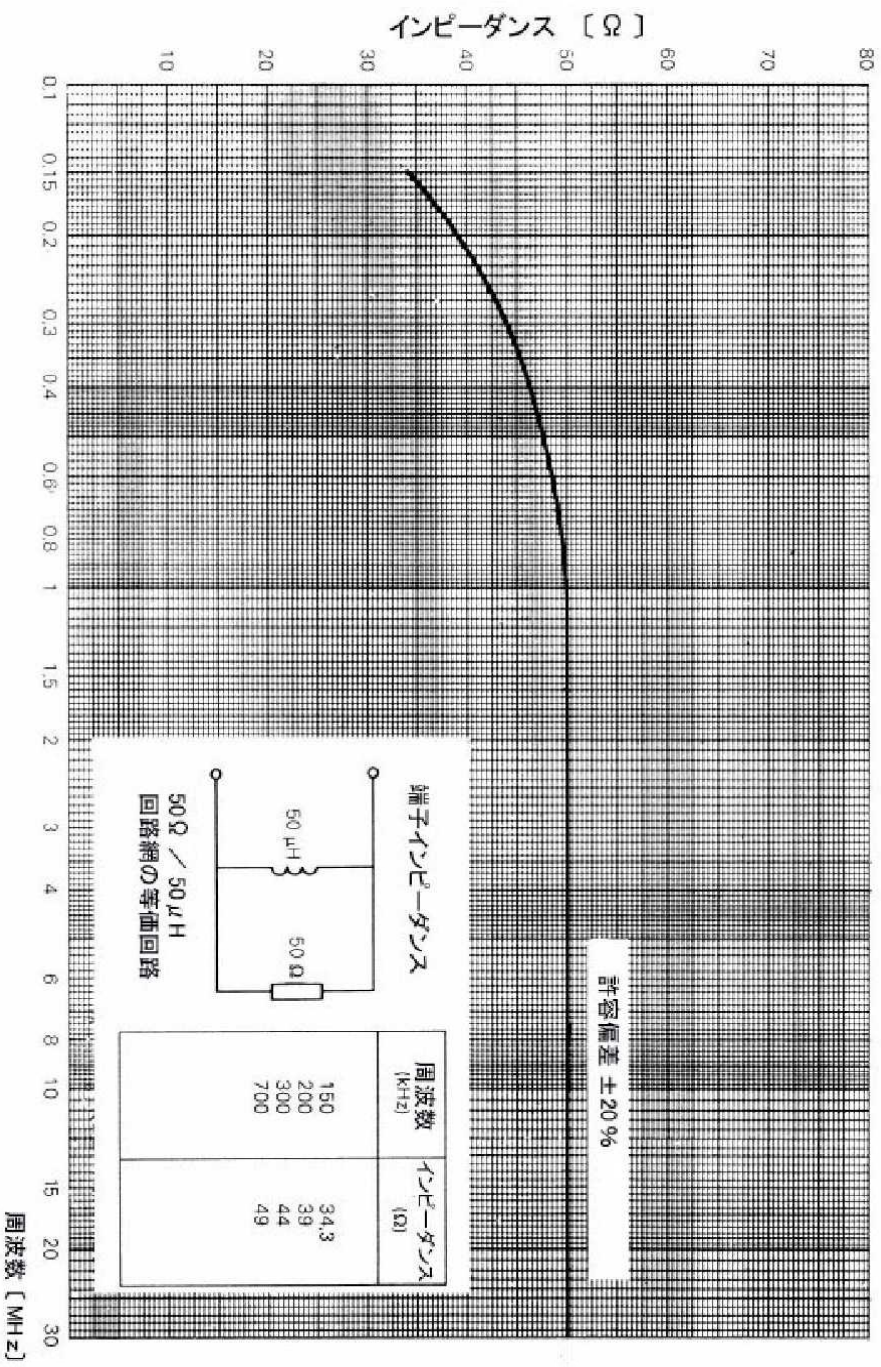
項目	六デシベル低下点における通過帯域幅					
動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz以下の測定器	〇・二二kHz	四五ミリ秒	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	二四デシベル	検波器より前の段の回路の過負荷係数（入出力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比）
動作周波数が一五〇kHzを超え三〇MHz以下の測定器	九kHz	一ミリ秒	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	三〇デシベル	
動作周波数が三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下の測定器	一二〇kHz	一ミリ秒	五五〇ミリ秒	一〇〇ミリ秒	四三・五デシベル	
	六デシベル		一一デシベル		検波器と指示計器の間	

に挿入する直流増幅器の過負荷係数			
------------------	--	--	--

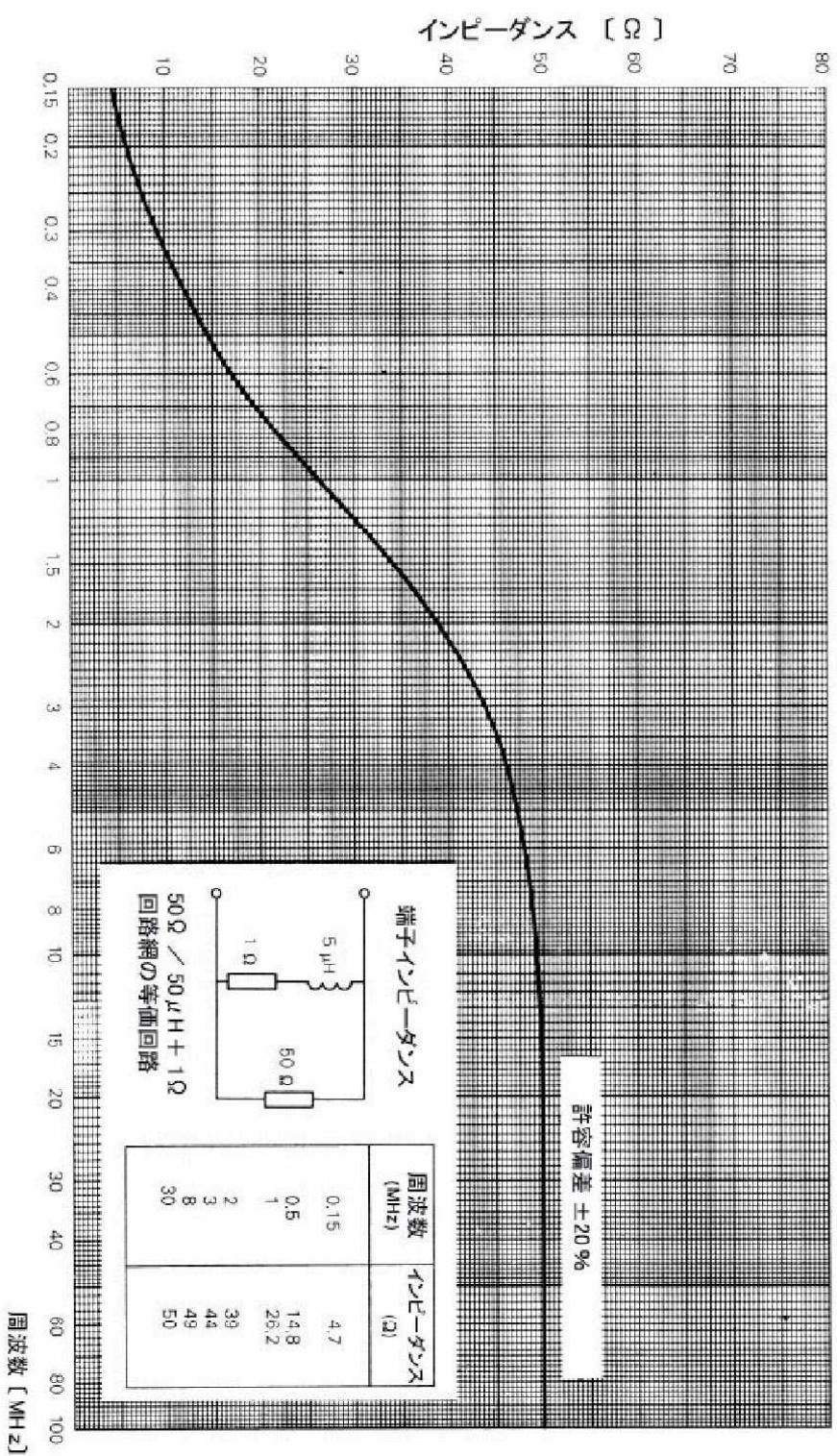
別表第二号 平均値検波方式の測定器の基本的特性

検波器より前の段の六デシベル低下の通過帯域幅	項目	動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz未満の測定器	動作周波数が一五〇kHz以上三〇MHz未満の測定器	動作周波数が三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の測定器
		〇・二kHz	九kHz	一二〇kHz

別図第一号 妨害波電圧測定のための擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性 (50 Ω / 50 μ H
 V型擬似電源回路網)



別図第二号 妨害波電圧測定のための擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性 (50 Ω / 5 μH + 1 Ω V型擬似電源回路網)



別図第三号 妨害波電圧測定のための電圧プローブ

給電線

